

資格喪失年齢到達者 対応ガイド（老齢給付金の裁定請求のお取扱い）

目次

老齢給付金について	2
資格喪失年齢到達者対応（シニアセミナー）	3
裁定請求取扱い手続き（2方式）	4
資格喪失年齢到達から老齢給付金の受給までの流れ	6
（ご参考）iDeCo の加入要件の拡大について	7
よくあるご質問	8

老齢給付金について

皆様が取扱う企業型確定拠出年金は、原則加入資格取得から 60 歳などの規約に定めた一定の資格喪失年齢まで拠出され続けることが法律で義務付けられていますが、資格喪失年齢に到達したときには加入者資格を喪失し、運用指図者となります。

60 歳などの規約に定めた一定の資格喪失年齢に到達すると、前述のように運用指図者となり、拠出は終了しますが、これまでと同様に運用を続けることとなります。

また、通算加入者等期間に応じて、下表の年齢に達したときに、老齢給付金の受給権を取得します。

通算加入者等期間	受給権取得年齢
10 年以上	60 歳
8 年以上 10 年未満	61 歳
6 年以上 8 年未満	62 歳
4 年以上 6 年未満	63 歳
2 年以上 4 年未満	64 歳
1 月以上 2 年未満	65 歳

老齢給付金は、原則、「年金」として受給することになっていますが、企業型年金規約に定めがある場合、その全部または一部を一時金として受給することができます。

老齢給付金は、上表の受給権取得年齢に達した日以降、75 歳の誕生日の 2 日前までの間に受け取りの請求（裁定請求）をすることができます。

ただし、最終の掛金や制度移換金の入金予定がある場合には、その拠出日以降に裁定請求をする必要があります。

（ご参考）資格喪失年齢引上げと受給権取得の関係

一般に、受給権取得年齢に達すれば、老齢給付金の裁定請求することができます。

ところが、資格喪失年齢引上げにより、受給権取得年齢時点で「加入者」となった場合には、「中途退職」するか「資格喪失年齢に到達」するかで理由で資格喪失しなければ、「運用指図者」とはならないため、老齢給付金を受給することができません。

資格喪失年齢到達者対応（シニアセミナー）

60 歳などの規約で定めた資格喪失年齢に到達する予定者には、「資格喪失年齢到達者研修（シニアセミナー）」を開催してください。

資格喪失年齢到達者研修については、規約の「運用の指図に関する教育」において、「事業主は資格喪失年齢予定者に対し、年金計画の設計に資するために研修会の開催及び資料の提供を行うこととする。」と規定されており、研修会の開催は、事業主の責務となっています。

資格喪失年齢到達予定者は、「自動変更処理予定者のお知らせ（資格喪失到来予定者のお知らせ）」によって、資格喪失年齢到達日（誕生日の前日）が属する月の2ヶ月前の月初に通知されます。ただし、このお知らせの対象となるのは、規約で定めた最高資格喪失年齢の場合に限られます。

「資格喪失者到達者研修」では、老齢給付金のことや受給権取得後の手続きについての説明を行ってください

受給権取得予定者には、NRK から「受給権取得予定のお知らせ」（ハガキ）が送付されています。ハガキには、「受給権取得予定日」や「受給権取得予定年齢」等、いつから受け取りができるようになるのかの予定が記載されています。ハガキを受け取ったかの確認をしていただくとともに、それ以降の手続きの流れを説明してください。



- 受給権取得から老齢給付金の受給までの流れ
- 裁定請求書類の提出先
- 問合せ先としての「ダイワ年金クラブ・コールセンター」の連絡先（0120-396-401）

等

大和証券では「シニアセミナー」開催のサポートも行っております。定年退職者向けの研修会開催を希望される場合は、弊社担当までご連絡ください。

ダイワ年金クラブ WEB サイト掲示のマニュアルにも給付についての説明がありますので、ご参照ください。

裁定請求取扱い手続き（2 方式）

大和証券では、老齢給付金の裁定請求取扱い手続きについて 2 つの方式をご用意しています。

いずれかの方式をご選択のうえ、ご対応していただきますようお願いいたします。

その1（直送方式）

大和証券が関係書類を受給権取得者に交付し、直接受け付ける方式

その2（事業主経由方式）

事業主が関係書類を受給権取得者に交付し、事業主経由で受け付ける方式

その1の方式の場合、大和証券で受給権取得者への対応を行います。その際に、受給権取得者に対し、年金計画の策定に資する資料の提供を行うとともに、大和証券から金融サービスの提供を希望されるかを併せて確認するスキームとなっております。このため、実施事業主から大和証券に対し、「老齢給付セット取扱に関する申込書」によりお申込みいただくことで、このスキームの運用にご理解いただくこととしております（お申込みの書式は営業担当から別途ご案内します。）

その2の方式の場合、関係書類を事業主にご用意していただきますので、「確定拠出年金／老齢給付金お手続きガイド」「裁定請求書（一時金）」「退職所得の受給に関する申告書」を、ダイワ年金クラブ WEB サイト掲示のマニュアルから印刷をして、ご対応いただくことになります

「年金計画作成のお知らせ」は受給権取得時に、大和証券（NRK）から受給権者へ送付させていただくことになります。

老齢給付セット

確定拠出年金／老齢給付金お手続きガイド

裁定請求書（一時金）

退職所得の受給に関する申告書

The image displays three documents side-by-side. The leftmost document is a 'Daiwa Securities' guide titled '確定拠出年金／老齢給付金 お手続きガイド' (Guide to Withdrawal Pension / Old-age Pension). It includes instructions for withdrawal procedures and contact information for Daiwa Securities. The middle document is a '裁定請求書（一時金）' (Request Form for Lump-sum Payout), which is a form for requesting a lump-sum withdrawal from a designated pension plan. The rightmost document is a '退職所得の受給に関する申告書' (Tax Declaration Form for Retirement Income), which is a form for declaring retirement income for tax purposes.

その1の方式の場合、対象者の受給権取得時に、「年金計画作成のお知らせ」と一緒に、上記「老齢給付セット」を対象者に直接送付させていただきます。

その2の方式の場合、各企業の制度等に応じ、必要な帳票をセットし、受給権取得予定者にご説明ください。

「確定拠出年金／老齢給付金お手続きガイド」「裁定請求書（一時金）」「退職所得の受給に関する申告書」は、ダイワ年金クラブWEBサイト掲示のマニュアルに収録しております。

※裁定請求書には、「一時金」用と「年金、年金・一時金併給」用があります。

対象者が実際に受給権を取得した時点で、事務センターより「年金計画作成のお知らせ」を対象者に送付しますので、あらためて対象者へのご対応をお願いします。

資格喪失年齢到達から老齢給付金受給までの流れ

(60歳で資格喪失する場合の例)



（ご参考）iDeCo の加入要件の拡大について

2022 年 5 月より、iDeCo に加入できる年齢要件などが拡大され、新たに下記の方が iDeCo に加入できるようになりました。

- 会社員・公務員など（国民年金第 2 号被保険者）で 60 歳以上 65 歳未満の方
- 60 歳以上 65 歳未満で国民年金に任意加入されている方
- 国民年金に任意加入している海外居住の方

このため、60 歳などの規約で定める資格喪失年齢に到達した後も、国民年金第 2 号被保険者として働き続ける間は、65 歳まで iDeCo に加入して自身で掛金を拠出することができます。

なお、iDeCo に加入する際は、企業型確定拠出年金の資産を iDeCo に移換することもできます。



よくあるご質問

Q1	定年退職後に、老齢給付金の受給権を取得する社員がいますが、その場合の対応はどうなりますか？
A1	事業主経由方式（4ページご参照）を選択されているプランでは、定年退職後の社員の方から連絡を受け、裁定請求書やその他の必要書類を送付いただき、ご本人から書類を受入れダイワ年金クラブ・事務センターへご提出いただくこととなります。 一方、直送方式の場合には、当該事務センターから関係書類をご本人へ送付してご案内させていただきます。
Q2	受給権の取得前後で対象者には、どのような案内が行くのでしょうか？
A2	ご本人には受給権取得の2ヶ月前に「確定拠出年金の受給権取得予定のお知らせ」（ハガキ）が送付され、受給権取得月の翌月中旬頃（お誕生日や制度移換金入金予定の有無によってタイミングが異なります）、「年金計画作成のお知らせ」（封書）が送付されます。
Q3	受給権者に「確定拠出年金の受給権取得予定のお知らせ」ハガキが送付されたことを確認するには？
A3	ご本人にハガキが送付されるタイミングで、事業主にもNRKより「自動処理変更予定者のお知らせ（受給権取得予定者のお知らせ）」（帳票）が到着します。
Q4	二つの方式を途中で変更することは可能ですか？
A4	可能です。担当者にご相談ください。
Q5	過去の源泉徴収票が事情により再発行できません。定年退職後に請求された場合の対応はどうなりますか？
A5	ダイワ年金クラブ・事務センターにご相談ください。
Q6	「退職後の手続きについて」という資料は、定年退職者に配布しますか？
A6	この資料は中途退職者向けの資料です。定年退職者には不要です。